

令和 2 年

五所川原市教育委員会

第 1 2 回 定 例 会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

- 1 議案第49号 五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について P 1

議案第49号

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和2年11月19日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市体育施設の休館日及び使用時間について実態に即すため、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市体育施設設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1都市公園以外に設置される体育施設の表五所川原市嘉瀬スキー場の項中「12月」を「翌年の1月4日」に改め、同表五所川原市金木相撲場の項中「なし」を「11月から翌年の3月まで」に改める。

別表第2都市公園内に公園施設として設置される体育施設の表五所川原市北斗グラウンドの項中「午前7時30分」を「午前9時」に改める。

別表第2都市公園以外に設置される体育施設の表五所川原市金木相撲場の項中「午前7時30分」を「午前9時」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。